

## 平成 22 年度第 1 回連携・協力推進会議 議事次第

日 時：平成 23 年 1 月 25 日（火）10：00～11：30

場 所：国立情報学研究所 12 階会議室（1208）

出席者：次頁参照

議 事：

委員長選出

1. 電子ジャーナル・コンソーシアム連携組織について【審議】 (資料 1)
2. 今後の連携・協力のあり方について【審議】 (資料 2)
3. その他
  - (1) 電子ジャーナルのバックファイルの基盤的な整備に向けて (資料 3)

配付資料

- 1-1. 電子ジャーナル・コンソーシアム連携組織設置の経緯
- 1-2. 電子ジャーナル・コンソーシアム連携組織について（案）
- 1-3. 電子ジャーナル・コンソーシアムの事務体制（案）
- 1-4. 運営委員会規程（案）
2. 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所と国公私立大学図書館協力委員会との間における連携・協力の推進に関する協定書
3. 電子ジャーナルのバックファイルの基盤的な整備に向けて（提案）

参考資料

1. 連携・協力推進会議設置要綱

平成 23 年 1 月 25 日

平成 22 年度 第 1 回 連携・協力推進会議  
出席者名簿

【国立情報学研究所】

所長	坂内 正夫
学術基盤推進部長	安達 淳
学術基盤推進部次長	青木 利根男
学術基盤推進部学術コンテンツ課長	[ 陪席 ] 米澤 誠
学術基盤推進部基盤企画課長	[ 陪席 ] 平塚 昭仁
総務部長	[ 陪席 ] 河野 浩
総務部研究促進課長	[ 陪席 ] 田口 幸信

【国公私立大学図書館協力委員会 常任幹事館】

東京大学附属図書館	館長	古田 元夫
	事務部長	田中 成直
	総務課長	[ 陪席 ] 木村 優
	情報管理課長	[ 陪席 ] 尾城 孝一
筑波大学附属図書館	館長	波多野澄雄
	副館長	関川 雅彦
	情報管理課長	[ 陪席 ] 上原 正隆
横浜市立大学学術情報センター	センター長	中西 新太郎
	学術情報課長	大野 節夫
	学術情報課司書	[ 陪席 ] 田中 千尋
早稲田大学図書館	館長	飯島 昇藏
	事務部長	中元 誠
慶應義塾大学メディアセンター	所長	田村 俊作
	本部事務長	宮木 さえみ
	本部課長	[ 陪席 ] 関 秀行
	本部事務員	[ 陪席 ] 今井 星香

【文部科学省】

研究振興局情報課学術基盤整備室室長補佐	[ 陪席 ] 丸山 修一
研究振興局情報課学術基盤整備室学術情報第一係長	[ 陪席 ] 井上 裕幸
研究振興局情報課学術基盤整備室大学図書館係長	[ 陪席 ] 大塚 克威

平成 23 年 1 月 25 日  
コンソーシアム設置準備室

## 電子ジャーナル・コンソーシアム連携組織設置の経緯

### 1. 電子ジャーナルをめぐる状況

- (1) 日本学術会議は、学術誌による情報流通が海外の学術誌商業出版社へ過度に依存している状況で、長年にわたる学術誌の恒常的な価格上昇により学術誌に対するアクセスに不平等が生じていることを指摘し、電子ジャーナルの網羅的・安定的・継続的な供給を実現することを提言している。(日本学術会議科学者委員会学術誌問題検討分科会提言「学術誌問題の解決に向けて」平成22年8月)
- (2) また、総合科学技術会議においても、大学や公的研究機関が電子ジャーナルの効率的、安定的な購読が可能となるよう、有効な方策を検討することを期待しており、また国はこれらの取組を支援するよう提言している。(総合科学技術会議「科学技術に関する基本政策について(答申原案)」平成22年11月)

### 2. 電子ジャーナル・コンソーシアム連携組織を設置するにいたった経緯

- (1) 文部科学省の科学技術・学術審議会では、電子ジャーナルの効率的な整備に関して、今後も大学間のコンソーシアムが主体となって外国出版社との契約交渉を行うとともに、交渉力強化の観点から、国公私立大学全体を包括する交渉のための組織の在り方や対応方策等の検討が必要であると提言された。(科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会「大学図書館の整備及び学術情報流通の在り方について(審議のまとめ)」平成21年7月)
- (2) また、我が国における電子ジャーナルの効率的な整備に関して、常勤の専門職員配置などによる事務局体制の強化と、国公私立大学全体での連携による交渉力強化が課題と提言された。(国大協、国大図協及び文科省事前検討会。平成21年10月19日)
- (3) これらの提言をうけて、国大図協(JANUL)と公私立大学図書館コンソーシアム(PULC)による統一コンソーシアムの形成を目指す方策について、両コンソーシアムで検討を開始した。
- (4) JANULとPULC及び国立情報学研究所(NII)のトップ会談(平成22年7月14日)により、両コンソーシアムを統合した連携組織の事務局を、NIIに設置することについて合意した。
- (5) また、NIIと国公私立大学図書館協力委員会は、両者の包括的な連携・協力を推進するため、『国立情報学研究所と国公私立大学図書館協力委員会との間における連携・協力の推進に関する協定書』を締結した。(平成22年10月13日)
- (6) この協定書に基づき設置した電子ジャーナル・コンソーシアム連携ワーキンググループ(コンソーシアム設置準備室)により、コンソーシアム連携の具体案を検討し、「電子ジャーナル・コンソーシアム連携組織について(報告及び骨子)」を提言し(平成22年11月11日), NIIおよび国公私立大学図書館協力委員会で了承された。

以上

平成 23 年 1 月 25 日  
コンソーシアム設置準備室

### 電子ジャーナル・コンソーシアム連携組織について（案）

#### 1. 基本的な考え方

- ・ 電子ジャーナル・コンソーシアム連携組織（以下、新コンソーシアム）は、国公立大学図書館協力委員会（協力委員会）と国立情報学研究所（NII）が設置する連携・協力推進会議の下に置かれる運営委員会と NII の学術基盤推進部内に設置する事務局により組織運営する。
- ・ 新コンソーシアムは、平成 23 年 4 月に発足し、平成 23 年度は基本的に JANUL コンソーシアムと PULC の活動の新コンソーシアムへの移行期間とする。
- ・ 新コンソーシアムの事務局は、JANUL コンソーシアムと PULC からの移行を前提に、発足当初は実現可能な体制とし、その後段階的に整備拡充を図る。
- ・ 新コンソーシアムの運営に必要な財源（人件費を含む）は、将来的には協力委員会、NII、新コンソーシアム参加機関等の拠出によるものとし、具体的な確保の方法についてはできるだけ早い時期に確定する。

#### 2. 事務局

- ・ NII の学術基盤推進部の中に図書館連携・協力室（仮称）を設置し、この部署が事務局を担当する。
- ・ 事務局は、出版社との交渉に向けての準備、コンソーシアム参加組織への交渉内容についての情報提供、学術情報流通に関する情報収集、コンソーシアム参加組織に関する調査、関係団体との連絡・調整等を担当する。
- ・ JANUL コンソーシアム、PULC の事務局担当業務、移行措置にともなう業務等を考慮すると、平成 23 年 4 月の事務局発足時には、専任職員は 3 名を確保する必要がある。
- ・ 事務局専任職員は、協力委員会が JANUL コンソーシアム、PULC の協力を得て確保する。
- ・ 事務局に国大図協、公大図協、私大図協のメンバー組織からの実務研修職員を受け入れ可能な体制を整備する。

#### 3. 運営委員会

- ・ 連携・協力推進会議の下に運営委員会を設ける。
- ・ 運営委員会は、新コンソーシアムの運営に関する基本事項（出版社等との交渉方針、契約モデル、整備すべき電子コンテンツ、財源等）を策定する。
- ・ 運営委員会のメンバーは 10 名程度とし、NII、JANUL コンソーシアム、PULC から選出する。
- ・ 人選にあたっては、大学図書館現場のニーズを新コンソーシアム運営に反映できるよう配慮する。
- ・ 運営委員会の開催は最低でも年に 3～4 回とし、さらに必要に応じて開催する。

- ・ メンバーは、積極的に出版社交渉の場に出席し、新コンソーシアムの成果に貢献する。

#### 4. 協力員

- ・ 新コンソーシアムに協力員を設ける。
- ・ 協力員は、出版社との交渉、コンソーシアム参加組織に関する調査等について、事務局と協力する。
- ・ 協力員は 15~20 名程度とし、国大図協、私大図協、公大図協からメンバーを選出する。
- ・ 人選にあたっては、契約実務の経験等に配慮する。

#### 5. 業務移行

- ・ JANUL コンソーシアムと PULC の業務の集約は、平成 23 年 4 月までに JANUL コンソーシアム事務局（東大）と PULC 事務局（早稲田）で対象出版社、交渉手順、契約状況の調査、版元説明会、地区説明会等の整理を進める。
- ・ コンソーシアム設置準備室を中心に、JANUL コンソーシアム及び PULC 参加組織へ新コンソーシアム移行について周知を行う。
- ・ 両コンソーシアム未参加の組織が新たに参加を希望する場合は、新コンソーシアム事務局が取り扱う。
- ・ 出版社等への周知は、JANUL コンソーシアム事務局（東大）と PULC 事務局（早稲田）を中心に平成 23 年 3 月末をめどに実施する。
- ・ 両コンソーシアムで異なる条件、契約期間等の内容について新コンソーシアムで順次調整する。

#### 6. 財源

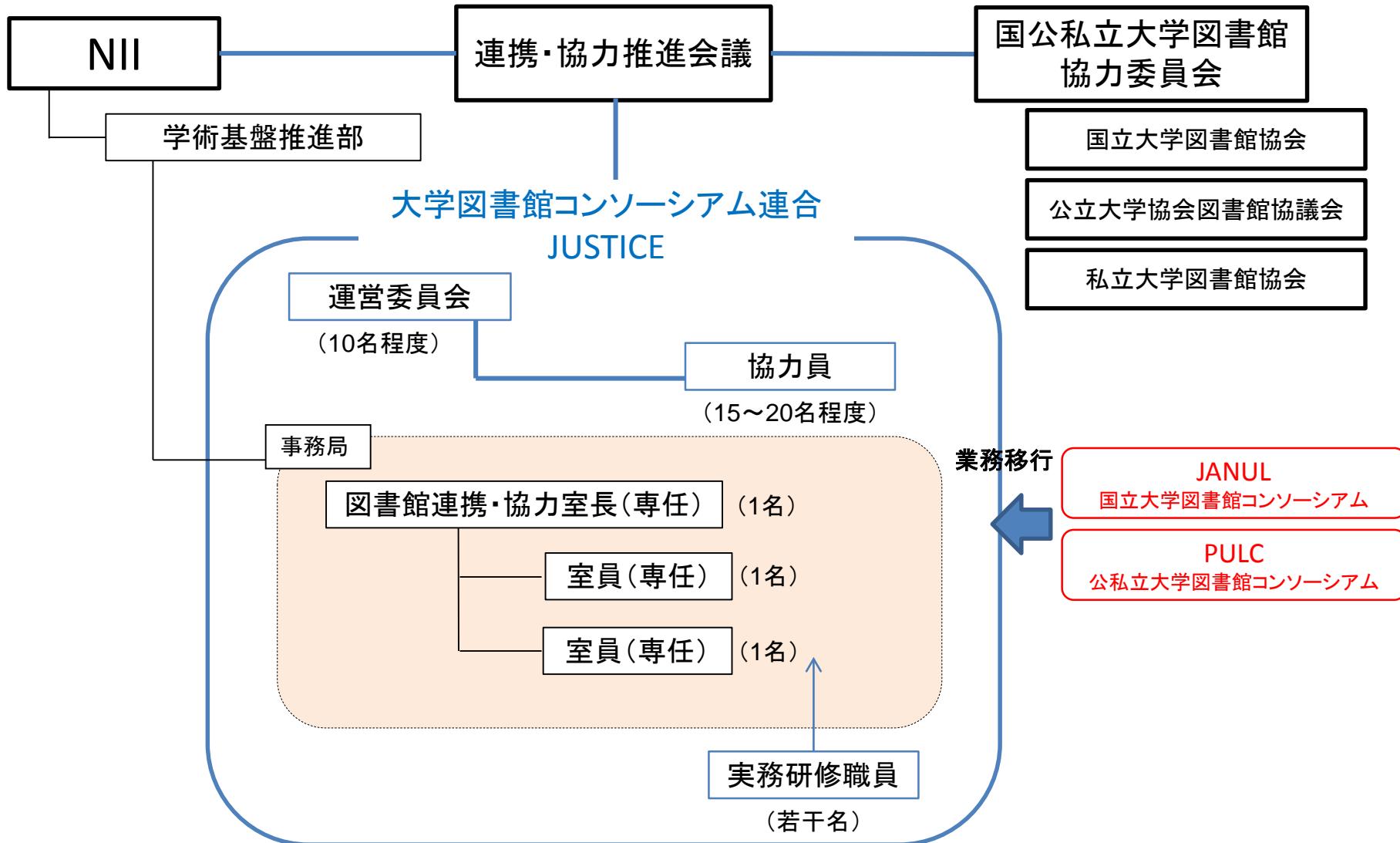
- ・ 新コンソーシアムの自立的な運営を目指し、必要な経費の確保を目指す。
- ・ 多様な財源が考えられるが、協力委員会からの支援・業務移行、新コンソーシアム参加組織による負担、関連団体からの支援等を想定する。
- ・ 新コンソーシアム移行時は、NII、JANUL コンソーシアム、PULC が経費を手当てる。
- ・ 平成 23 年 4 月以降は、運営委員会を中心に財源について検討し、平成 24 年 3 月をめどに財源確保のロードマップを作成する

#### 7. コンソーシアムの名称

- ・ 大学図書館コンソーシアム連合  
JUSTICE : Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resource

以上

## 電子ジャーナル・コンソーシアムの事務体制(案)



# 資料 No. 1-4

## 運営委員会規程（案）

平成 23 年 1 月 25 日  
制定

### （設置）

第1条 連携・協力推進会議の下に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （目的）

第2条 委員会は、協定書の第2条第1項に掲げる事項のうち、「バックファイルを含む電子ジャーナル等の確保と恒久的なアクセス保証体制の整備」に関する事項を企画・立案し、電子ジャーナル・コンソーシアムの運営を行うことを目的とする。

### （組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 国公私立大学図書館の職員
  - 二 国立情報学研究所の職員
  - 三 その他連携・協力推進会議の委員長が必要と認めた者
- 2 委員は、連携・協力推進会議の委員長が委嘱する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、8月1日から翌年7月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

### （委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長の任期は、8月1日から翌年7月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、国立情報学研究所学術基盤推進部図書館連携・協力室（仮称）において処理する。

### （雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

## 付 則

この規程は、平成23年1月25日から施行する。

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所と  
国公私立大学図書館協力委員会との間における連携・協力の推進に関する  
協定書

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所(以下「甲」という。)と国公私立大学図書館協力委員会(以下「乙」という。)は、包括的な連携・協力の推進にあたり、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、総合目録データベースの構築、機関リポジトリの推進、教育研修などの事業を通じて構築してきたこれまでの連携・協力関係を踏まえ、昨今の学術情報の急速なデジタル化の進展の中で、我が国の大学等の教育研究機関において不可欠な学術情報の確保と発信の一層の強化を図ることを目的(以下「本目的」という。)とする。

(連携・協力の推進)

第2条 甲及び乙は、本目的を達成するために、次の事項について連携・協力を推進する。

- (1) バックファイルを含む電子ジャーナル等の確保と恒久的なアクセス保証体制の整備
  - (2) 機関リポジトリを通じた大学の知の発信システムの構築
  - (3) 電子情報資源を含む総合目録データベースの強化
  - (4) 学術情報の確保と発信に関する人材の交流と育成
  - (5) 学術情報の確保と発信に関する国際連携の推進
  - (6) その他本目的を達成するために必要な事項
- 2 前項の事項について連携・協力を進めるために、甲及び乙は連携・協力推進会議を設置する。また、必要に応じて、この会議の下にワーキンググループを設置することができる。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに解除の申し出がない場合には、さらに5年間延長するものとし、以後同様とする。

(協定の解釈等)

第4条 本協定の解釈に疑義を生じた場合、若しくは、本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙は、誠実に協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ1通を保管する。

平成22年10月13日

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構  
国立情報学研究所

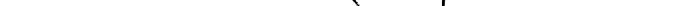
所長 坂内正夫 (署名)



平成22年10月13日

国公私立大学図書館協力委員会委員長  
慶應義塾大学メディアセンター

所長 田村俊作 (署名)



# 資料 No. 3

平成 23 年 1 月 25 日

国公私立大学図書館協力委員会常任幹事館

## 電子ジャーナルのバックファイルの基盤的な整備に向けて（提案）

### 1. バックファイル電子化の現状とその重要性

海外の主要な出版社は、学術雑誌のカレントファイルの電子ジャーナル化と並行して、創刊号にまで遡ってバックナンバーの遡及的な電子化をほぼ完了し、バックファイル・コレクションとして提供している。

英国図書館（British Library）が 2007 年に発表した白書によれば、STM 学術誌出版社の電子ジャーナルプラットフォーム上の利用統計は、ダウンロード論文の 20%から 25%が 5 年以上前に刊行されたものであることを示している。また、国内の電子ジャーナルの利用調査の結果からも、6 年以上前に刊行された論文の利用が全体の約 25%を占めていることがわかる。さらに、先行してバックファイルを購入している大学における利用統計からも、バックファイルには一定の需要が存在することは明らかである。

また、電子ジャーナルのカレントファイルに対する購読料の値上げが続く中で、今後カレント契約の打ち切りを余儀なくされる大学も出てくると予想されるが、そうした大学にとって、国レベルでのバックファイル整備は、最低限のアクセスを保証するためのセイフティネットの役割を果たすことになり、その意義は大きい。

### 2. 国内外の整備状況

海外では、ドイツ、イギリス、カナダ、韓国などが電子ジャーナルのバックファイルや電子資料コレクションなどを国の財政支援により購入し、国内の学術研究機関に提供する試みを行っている。とりわけドイツにおいては、2004 年以降、ドイツ学術振興会（Deutsche Forschungsgemeinschaft: DFG）の資金援助により、電子ジャーナルのバックファイル等のナショナル・ライセンスを段階的に拡大している。

一方、国内の大規模な大学等は、個別に電子ジャーナルのバックファイルを購入し、学内の利用に供している。しかしながら、その数は限られており、中小規模の大学での導入はほとんど進んでいない。

### 3. 共同整備の提案

国立情報学研究所と大学図書館は、これまでにも、Springer と Oxford University Press の電子ジャーナル・バックファイルを共同で購入し、国立情報学研究所が運用する電子ジャーナルリポジトリ（NII-REO）にコンテンツを登載し、契約大学の構成員に対する利用サービスを提供してきた。

また、バックファイルの整備については、平成 22 年 10 月 13 日に国立情報学研究所と大学図書館の間で締結された協定書のなかでも、連携・協力を進めるべき事項のひとつとして、「バックファイルを含む電子ジャーナル等の確保と恒久的なアクセス保証体制の整備」が挙げられており、この連携・協力の枠組みの中で、電子ジャーナルのバックファイルの基盤的な整備を進めしていく必要がある。

以上に鑑み、バックファイルの基盤をより堅固なものとするために、国立情報学研究所と大学図書館による共同整備の取り組みを一層強化することを提案する。

(以上)

## 参考資料 No. 1

### 連携・協力推進会議設置要綱

平成 22 年 12 月 13 日

制定

#### (設置)

第1条 「大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所と国公私立大学図書館協力委員会との連携・協力の推進に関する協定書」(以下「協定書」という。) 第2条第2項の規定に基づき、連携・協力推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

#### (目的)

第2条 推進会議は、協定書の第2条第1項に掲げる事項について、連携・協力を進めることを目的とする。

#### (組織)

第3条 推進会議の委員館は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所(以下「国立情報学研究所」という。)及び国公私立大学図書館協力委員会の常任幹事館で構成する。

2 推進会議の設置期間は、協定書の有効期間とする。

#### (委員長)

第4条 推進会議に委員長を置き、委員館の代表者の互選によって選出する。

2 委員長の任期は8月1日から翌年7月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (会議開催)

第5条 推進会議は、国立情報学研究所、国立大学、公立大学及び私立大学の各1館を含む委員館の出席によって成立する。

2 議事は、出席全委員館の同意をもって決定する。

#### (ワーキンググループ)

第6条 推進会議は、必要に応じワーキンググループを設けることができる。

2 ワーキンググループの設置要項は、別に定める。

#### (事務局)

第7条 推進会議の事務局は、国立情報学研究所に置く。

#### (運営の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平22年12月13日から施行する。